

公売公告兼見積価額公告

公売方法	期間入札		
公売参加申込期間	令和8年1月8日 13時00分から令和8年1月26日 23時00分まで		
書類提出及び 公売保証金提供期間	令和8年1月8日 13時00分から令和8年1月29日 17時00分まで		
入札期間	令和8年2月2日 13時00分から令和8年2月9日 13時00分まで		
公売場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネット公売システム上		
開札日時	令和8年2月9日 13時00分	開札場所	荒尾市役所収納課
最高価申込者決定日時	令和8年2月9日 14時00分	最高価申込者決定場所	荒尾市役所収納課
売却決定日時	令和8年3月2日 10時00分	売却決定場所	荒尾市役所収納課
買受代金の納付期限	令和8年3月2日 14時30分		
権利移転の時期	買受代金の全額を納付したときです。ただし、所有権の移転について登録、許可及び承認を必要とする場合があります。		
危険負担移転の時期	買受代金の全額を納付したときです。		
権利移転に伴う費用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。		
公売財産上の質権者 抵当権者等の権利の 内容の申出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を荒尾市長に申し出てください。		
買受人の資格 その他の要件	<p>以下のいずれかに該当する場合は、公売へ参加すること及び財産を買い受けることができません。</p> <p>1 国税徴収法第92条又は第108条第1項の規定に該当する者</p> <p>2 荒尾市が定める「荒尾市インターネット公売ガイドライン」及びK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドライン等の内容を承認せず、順守できない者</p>		
公売財産の表示			
公売保証金	公売公告別紙のとおり		
見積価額			
その他	<p>1 必要書類は、郵送（期間内必着）又は荒尾市役所収納課への持参により提出してください。</p> <p>2 公売保証金の提供は、クレジットカードによる納付、執行機関が指定する金融機関の口座への振込、現金書留（50万円以下の場合のみ）による送付又は荒尾市役所収納課への持参により行ってください。</p> <p>3 買受代金の納付は、執行機関が指定する金融機関の口座への振込、現金書留（50万円以下の場合のみ）による送付又は荒尾市役所収納課への持参により行ってください。</p> <p>4 所定の手順で入札してください。なお、一度行った入札の変更又は取消はできません。</p> <p>5 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価額となります。</p> <p>6 最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、上記「公売場所」において、開札後直ちに追加入札（期日入札）を実施します。ただし、追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじ（自動抽選）により最高価申込者を決定します。</p> <p>7 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高価入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります（国税徴収法第104条の2）。</p> <p>8 最高価申込者になったにもかかわらず、買受人が買受代金を納付しなかった場合は、公売保証金は返還されません。また、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の提供した公売保証金についても、返還されません。</p> <p>9 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。</p> <p>10 公売財産の権利移転について登記（登録）を要するものは、登録免許税の額に相当する印紙又は国庫金領收証書（登録免許税法第23条）を「所有権移転登記請求書」とともに買受代金納付期限までに執行機関へ提出してください。「所有権移転登記請求書」は、荒尾市ホームページよりダウンロードできます。</p> <p>11 次順位買受申込者制度が適用された財産について、次順位買受申込者に売却決定する場合には、売却決定日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。</p> <p>12 本件公売は国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札できません。詳細は荒尾市役所収納課にて確認してください。</p> <p>13 売却決定日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定日時及び買受代金の納付期限が変更されることがあります。</p> <p>14 「荒尾市インターネット公売ガイドライン」及び公売公告の内容、公売財産に関する図面、地図、写真等は、荒尾市役所収納課及び紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上で閲覧できます。</p> <p>15 本公売はインボイス制度に対応できません。</p> <p>16 公売参加申込期間及び入札期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。</p>		

## 公売公告別紙

売却区分番号	1																											
見積価額	2,450,000円	公売保証金		250,000円																								
<p>(一棟の建物の表示)</p> <p>【所在】 荒尾市西原町一丁目8番地</p> <p>【建物の名称】 クレタコート荒尾</p> <p>【構造】 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根11階建</p> <table> <tr><td>1階</td><td>263.07m<sup>2</sup></td><td>2階</td><td>341.70m<sup>2</sup></td><td>3階</td><td>341.70m<sup>2</sup></td><td>4階</td><td>341.70m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>5階</td><td>341.70m<sup>2</sup></td><td>6階</td><td>341.70m<sup>2</sup></td><td>7階</td><td>341.70m<sup>2</sup></td><td>8階</td><td>330.14m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>9階</td><td>259.30m<sup>2</sup></td><td>10階</td><td>214.42m<sup>2</sup></td><td>11階</td><td>176.82m<sup>2</sup></td><td></td><td></td></tr> </table>					1階	263.07m <sup>2</sup>	2階	341.70m <sup>2</sup>	3階	341.70m <sup>2</sup>	4階	341.70m <sup>2</sup>	5階	341.70m <sup>2</sup>	6階	341.70m <sup>2</sup>	7階	341.70m <sup>2</sup>	8階	330.14m <sup>2</sup>	9階	259.30m <sup>2</sup>	10階	214.42m <sup>2</sup>	11階	176.82m <sup>2</sup>		
1階	263.07m <sup>2</sup>	2階	341.70m <sup>2</sup>	3階	341.70m <sup>2</sup>	4階	341.70m <sup>2</sup>																					
5階	341.70m <sup>2</sup>	6階	341.70m <sup>2</sup>	7階	341.70m <sup>2</sup>	8階	330.14m <sup>2</sup>																					
9階	259.30m <sup>2</sup>	10階	214.42m <sup>2</sup>	11階	176.82m <sup>2</sup>																							
<p>(敷地権の目的である土地の表示)</p> <p>【土地の符号】 1</p> <p>【所在及び地番】 荒尾市西原町一丁目8番</p> <p>【地目】 宅地</p> <p>【地積】 914.68m<sup>2</sup></p>																												
<p>(専有部分の建物の表示)</p> <p>【家屋番号】 西原町一丁目8番の701</p> <p>【建物の名称】 701号</p> <p>【種類】 居宅</p> <p>【構造】 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建</p> <p>【床面積】 7階部分 65.84m<sup>2</sup></p>																												
<p>(敷地権の表示)</p> <p>【土地の符号】 1</p> <p>【敷地権の種類】 所有権</p> <p>【敷地権の割合】 307220分の6876</p>																												
<p>1 公売財産の表示は、登記簿によります。</p> <p>2 公売財産については、外観調査のみ行っています。</p> <p>3 「クレタコート荒尾」は、平成5年9月22日新築です。</p> <p>4 都市計画上の用途地域は、「商業地域（建ぺい率80%、容積率400%）」です。</p> <p>5 管理費等の未収金があり、令和7年12月5日時点で管理費26,539円、修繕積立金82,520円、水道使用料12,012円、合計121,071円が滞納状態であり、管理費等の未収金は買受人の負担になります。詳細は管理会社に確認してください。</p> <p>6 公売財産には、居住者がいます。</p> <p>7 荒尾市は公売財産の引渡し義務を負わないので、占有者に対して明渡しを求める場合や物件内の動産類やゴミの撤去、鍵の引渡し等については、買受人の責任において行ってください。また、荒尾市は公売財産について種類又は品質に関する担保責任等を負いません。</p>																												
その他公売財産等について																												